

○農林水産省告示第六百八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）第十七条第二項の規定に基づき、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関し、次のように告示する。

平成三十年三月二十六日

農林水産大臣 齋藤 健

- 一 防除を行う区域 長野県諏訪郡原村中新田（以下「防除区域」という。）
- 二 防除を行う期間 平成三十年四月二十五日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 有害動物の種類 テンサイシストセンチュウ
- 四 防除の内容

（一）テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号、以下「省令」という。）第三条第一号の定めるところにより、防除区域において、植物防疫官がその行う検査の結果、テンサイシストセンチュウが存在していると認められた場合以外の場合においてしよくようだいおう、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをする場合等を除き、しよくようだいおう、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の作付けをしてはならないこととする。

（二）省令第五条第一項の定めるところにより、同項に規定する移動制限植物等について、植物防疫官がその行う検査の結果、テンサイシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていないと認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域へ移動させてはならないこととする。

(三) 省令第七条の定めるところにより、防除区域内に存在する省令第五条第一項に規定する移動制限植物等のうちセンサイシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるものについて、植物防疫官の指示に従い、これを廃棄しなければならないこととする。